

令和元年第9回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和元年9月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和元年9月25日(水) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

4番 井口 英昭

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出 口 大 悟
主 査 井 上 幸 代

○ 閉会

午後3時45分

午後3時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第9回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

秋の本当に天気が続いて、稲刈りがどんどん進んでいるっていうふうに思っているんですが、よくよく聞いてみると、どうもそうじゃないなんだと、どうも天気がよ過ぎて、機械の性能がいいんでどんどん刈るけれども、受け入れるカントリーのほうになかなか処理ができなくて、調整日をどんどん設けないと受け入れができないっていう状態で、思ったほど進んでいないっていうことで、私の地元なんかでも聞いてみると「いや、まだ半分刈れていないんだよ。」というふうな話なんで、天気がいい割には稲刈りのほうが進んでいないのかな、そんなふうに思っています。収量については、まだちょっといろいろ細かい話は聞いていませんでわかりませんが、作況指数 100~102 くらいのあいさかなあとっております。

さて、先日、豚コレラの話ですが、高森町で豚コレラが出ました。その前に12日の日に県の畜産試験場で豚コレラが出て、17日の日に県の農政部との協議会との意見懇談会があったんですが、まさに豚コレラの対応に追われている最中で非常に時間的に難しい中で懇談をいただきました。その中で話が出ましたけれども、野生イノシシの問題もあるんですが、飼育されている豚にワクチン投与をぜひできるようにしたいっていう、何とかお願いをしたいなっていう話です。それから1日2日後に、いよいよ国も決断をしまして、豚コレラ予防のワクチンをやるということで、特に危惧されているのは、長野県はもとより、関東地区の養豚農家は非常に多いわけで、そういった部分でワクチン投与が決まって、長野県の養豚農家の皆さんも少しちょっとほっとしたところもあるのかなって思うんですが、ただ、これは冬になると収まるとか、そういう問題じゃないんで、非常にちょっと大変だなっていうふうに思っております。

それから、今、国のほうで、御承知のように各省庁から概算要求が出されました。詳しい内容は、まだ情報として流れてきていませんけれども、農水省の来年度予算に対する概算要求が18.2%増額されていると、少し規模が大きい予算になるのかなっていうふうには思うわけですが、いずれにしても、内容的にまだあれですんで、中身を見ながら、また国会議員の先生たちとの懇談会もあるんで、そういう中で要求を出していければというふうに思っております。

きょうは、総会と協議会の後、市長さん、それから副市長さん、それから産業部長さんを招いてキノコ狩りを予定しております。そんなことで、お願いしたいなと思います。

それから、議案の中で、いわゆる7月8月と2ヶ月保留にしてきてある議案がありますので、真剣に審議いただくようお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を2番 赤羽明人委員、お願いします。

2 番 (赤羽 明人君)

今回で一言っていうことで2度目です。こっちのほうの番号の若いほうへ座って何か損したのかなあ得したのか、ちょっとわかりませんが、前回、一般市民ということで、市民の立場からこの委員会へ入っているわけですが、観光面と共通して農産物の直売所をどこかへできないかというような話をしたんですけど、こちらの委員会のほうではちょっと難しかったんですけど、別のルートを使ったりして、高原のほうにいいよ大規模な観光施設、それから直売所ができるという話になっておりますので、リニアが開通する時期には総合的な大きな施設が駒ヶ根高原のほうにできるんじゃないかなあというふうに考えております。

それから、今月の市報に大沼委員さんの記事が載っておりました。これからは健康に留意されて、ますます御活躍を願っておりますので、よろしく願いいたします。と一緒に、市報の中に載っていますけれども、「ぼとな」の話も出ておりました。私もその役員をやっているということで、この委員会にも参加しているわけなんですけれども、そのほかに景観審議会、それから環境市民会議ということで、この2つのほうの会議にも出席をしております。ここにおられる塚澤会長さん、それから小池副会長さん、それから井口委員さんも前年度までこの会議に参加していたというふうに記憶が残っておりますけれども、先ほども話があったんですけども、環境面につきましても非常に地球の温暖化ということで、きょうもキノコが出ていないということなんで、ちょっと委員さんのほうは大変かなあなんて思っておるんですけども、こういう課題も農業委員会の中でもまた話し合っていくことが大事じゃないかなあというふうに考えております。

任期もあと半年ちょっとになりましたんですけども、皆さんは本当に地域で重鎮になっておられて、区の役員をされたりして、この会議に出席されてい

るかなあとと思いますけれども、話を聞いたら上農の後輩の皆さん——後輩っていうとちょっと失礼ですけれども、後輩の皆さんがたくさんいるということで、私は辰野のほうからこちらのほうへ移動しているんですけれども、期待を申し上げて、あとしばらくの間、頑張っていきたいなあとと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を私が読ませていただきますので、その後続けて、よろしく願いいたします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより令和元年9月1日付、告示第6号をもって招集した令和元年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

4番 井口英昭委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において13番宮澤辰夫委員、15番 代田和美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側をごらんください。

計画変更-1で示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの東2筆550㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、計画地へ新居を建築する予定であったが、市外へ転出することになり住宅を建築することができなくなってしまった。新たな計画では、多種多様なバラが咲くバラ園として地域住民や近隣の保育園、老人

ホーム等の利用者の憩いの場として転用したいというものでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側をごらんください。

計画変更-2で示した場所になります。

計画変更-1と一体的に利用するものとなります。

市場割区、[]の東1筆341㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、駐車場。

変更理由でございますが、事業用の駐車場として利用する予定であったが、事業を閉じたため駐車場としての利用が必要なくなってしまった。新たな計画では、多種多様なバラが咲くバラ園として地域住民や近隣の保育園、老人ホーム等の利用者の憩いの場として転用したいというものでございます。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

16番 (氣賀澤 道雄君)

こちらの2件につきましては、理由にありますように、並んだ土地になります。それで、[]さんと[]さんは親子という関係でありますけれども、[]さんにつきましては、ここにありますように将来的には新居を新築するという予定でおりましたけれども、現在、[]に住んでおられて、そちらに永住するという形になりました。ということで、今回の計画変更が出ております。

それから、[]さんのほうですけれども、図面の土地の左側にあります[]さんというのが[]さんの夫になりますが、ここに[]という会社の名前が出ています。[]というのは、介護用品を販売する会社でありましたが、これを運営していくに当たり駐車場にしたいということで土地の取得をしましたが、ここにありますように、この事業を閉じることになりまして、今回、計画変更の申請が出ているということでもあります。

以上です。

将来的には、ここをバラ園として維持管理していくということですので、問題ないと判断しています。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 1 番 (西村 功君)
バラ園ってものの地目は農地なんですか。そうじゃなければ、これ5条転用した後の変更ってのはどういうふうになるんでしょうか。

主 任 (出口 大悟君)
具体的な地目については確認が必要ですが、転用後については登記地目は農地以外のものになると考えられます。

1 1 番 (西村 功君)
何かイメージとしては、バラ園って農地かなあっていうイメージがあったもんですから質問したんですけど、農地に戻す、5条を取りやめて農地として使うとか、そういうことは考えられないんでしょうか。

主 任 (出口 大悟君)
すみません。バラ園なんですけれども、実はこれ、現在もう既にバラ園になっておりまして、来園者用の駐車場ですとか、あとは来園者が中を歩くために道を舗装していたりですとか、もう農地ではないような状況になっておりまして、これ、追認っていう形になるんですけれども、そういった駐車場ですとか通路も整備されているということで、考え方としては、もう農地ではないものになるという申請になります。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員さん、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。

6 番 (小原 茂幸君)
1のところの理由に「市外へ転出することになり、」って書いてあるんですが、■■■■さんは転出されるってということなんですか。それとも、この今住んでいられる住宅に住み続けていくということなのか……。

1 6 番 (氣賀澤 道雄君)
現在、■■■■のほうに住んでおられまして、そちらのほうにこれからも住まわれるという予定です。現在、もう住んでいます。

6 番 (小原 茂幸君)
現在、この■■■■さんのところに住んでいただけますよね。っていうか、バラは、もう私何回か、何年も行くんですが、三百数十本かなあ、もうとにかく手入れをしているからすごくきれいなんですけれど、ここに住んでられない、もう出しちゃうということになれば、あれだけのバラ園が維持できるのかなあっていうところがちょっと心配ですけど、ものすごい密集して有名なくらい

のバラ園になっているから。

16番 (氣賀澤 道雄君)
今言われたようにバラ園はきれいに管理されております。それで、今ここの
[REDACTED]さんと[REDACTED]さんのほうで維持管理されているわけですが
れども、人生100年の時代ですので、あと20年くらいはきれいにいると思
います。ただ、その後については、私もちょっと確認しておりませんが…
…。答えになっているかわかりませんが、現状はそういう解釈です。すみませ
ん。

会長 (堺澤 豊君)
以上です。
小原委員、よろしいですか。

6番 (小原 茂幸君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第43号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第43号 農地法第5条の規定による
許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書3ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい
ただきます。
合計3件でございます。
まず1件目でございますが、7月より保留となっている案件でございます。
場所につきましては4ページ左側をごらんください。
3-1で表示した場所になります。
中割区、[REDACTED]の西1筆3,696㎡になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては4ページ右側をごらんください。

3-2 で表示した場所になります。

中割区、 の東1筆1,005 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は今まで耕作していた申請地を引き続き耕作し、農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3番となりますが、場所につきましては5ページ左側をごらんください。

3-3 で表示した場所になります。

上赤須区、 の西5筆6,881 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小したいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

議案第44号ですが、1番については2ヶ月保留してありますので、2番3番と分離審議にしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、1番について地元委員の補足説明をお願いします。

21番 (米山 茂寿君)

 さんと さんの申請について事前に協議を行いましたので、御報告させていただきます。

経過としましては、9月の12日に委員さんの皆さんに■■■■さん本人の立ち合いのもと現地確認を行いました。

9月の18日に上在の皆さんに集まっておきまして協議を行いました。その中でも、農地以外の状態になってしまっている部分があるとか、■■■■さん自身が信用性に疑問があるとか、さまざまな意見等が出されました。それらの意見を踏まえて協議した結果、条件つきで許可を出すということになりました。農地としての管理を行っていくための条件について、その条件を4つつけるということで、1としては、その場所、ブルーベリーの場所になりますが、最低限の農地として管理、運用をしていくということで、2番目としては、事務局と地元の私の農業委員、推進委員になりますが、中心として期間を設けて経過を追っていくということと、3番目として農地管理できていないようであれば農業用施設として転用を出すようにするというのと、4番目はこれ以上手を加えないということで、4つの条件で、上在としては条件つきで許可をするという結論に至りました。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局から補足説明があれば。——よろしいですか。

主 任 (出口 大悟君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

1番について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

何回か現地も見ていただいて、協議もいただいて、上在地区の委員の皆さんの総意として今報告があったとおりであります。

意見がなければ原案どおり可決することに御異議ございませんか。——よろしいですか。

1 番 (小池 慶一君)

できれば、例えば半年に一遍とか、現地を地元の委員さんが見てもらって、その報告を総会で、協議会でも結構だと思いますが、報告する必要があると思います。

会 長 (堺澤 豊君)

そのように事務局で取りはからっていただくようお願いいたします。

ほかに。

3 番 (酒井 一義君)

4つの条件をつけたってということなんですけれども、それは■■■■さんと文書で、何ていうか、文書をもって約束したような形になるんですか。

主任 (出口 大悟君)
方法については検討しないといけないかと思うんですが、文書をもってするのか、法的な根拠がちょっと見当たらないので、そういう方法をとることができないかもしれないんですけども、何らかの方法で■■■■さん本人とは、そういう条件をつけてということを確認したいと思います。

会長 (堺澤 豊君)
できれば文書を渡したほうが良いと思います。口頭だと、それは聞いていないって言われれば、それまでになっちゃうんで、そのように事務局。

主任 (出口 大悟君)
確認しないといけないんですけども、許可証の中にそういった条件をつけて、条件を付して許可をするというような文章を入れるような方法もあるかなあとしますので、そうすれば許可証の中にそういう条件をもって許可するということが確認できるので、それができるかどうかを確認しないといけないんですけども、そういう方法が良いかなとは思っています。

会長 (堺澤 豊君)
酒井委員、いいですか。

3 番 (酒井 一義君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

11 番 (西村 功君)
今の事務局の説明で条件つき許可証の場合に条件に違反したっていうか、反した場合の措置を明記したほうが良いと思います。

主任 (出口 大悟君)
それについても検討したいと思います。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 44 号の 1 番について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号の 1 番については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、議案第 44 号の 2 番 3 番の審議に入ります。

- 地元委員さんの補足説明をお願いします。
- 2 1 番 (米山 茂寿君)
2 番です。譲渡人の■■■さんは、今現在こちらに住んでいませんので、管理しているのが譲受人の■■■さんになりますので、別に問題等ないと思います。
- 3 番 (酒井 一義君)
3 番の件でありますけど、6 反 8 畝を買うということで、非常に大きな売買になるわけですが、買う方の■■■さんは認定農業者であり、息子さんが現在後継者として一緒に農業を始めております。
- そして、この地図を見てもらえればわかりますけれども、■■■さんの自宅が——自宅というか建物があるわけですが、ここも一緒に買って、それで、ここに住んでやるということでもありますので、問題はないのかなと思います。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 1 1 番 (西村 功君)
3 番ですが、■■■さんは、これを手放しちゃうと、残る部分もあるわけですか。
- 3 番 (酒井 一義君)
ありません、全然。
- 1 1 番 (西村 功君)
ゼロになるわけですか。
- 3 番 (酒井 一義君)
ゼロです。——ゼロというか、この 675 m²というのが■■■に自分でやっているのがあるだけということ……
- 1 1 番 (西村 功君)
ここにはないんですね。
- 3 番 (酒井 一義君)
ええ。それについてちょっと説明しますと、これ、■■■さんがずっと住んでいて、この■■■さんっていう方は、■■■さんが亡くなったんでこの土地と自宅と建物を継承したわけですが、ここには全くもともと住んでおりません。ですので、もう前から別の■■■さんっていう方が■■■で住んでいたんですけども、その方から田んぼを売ってくれないかっつうような話は前々からあったんですけど、いろいろいわくつきのことなんかもありまして話は進まなかったんですけども、今回こういう形で行ったんで、かえってよかったのかなあというふうに思っております。
- 以上です。

会 長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

1 1 番 (西村 功君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。

1 7 番 (小松 由喜一君)
■■■■さんっていう人はこれだけの土地があるんだけど、現在はこれ誰がやっているんですか。

3 番 (酒井 一義君)
■■■■かなあ、■■■■さんっていう人が全部利用権を設定してやっているんですけど、つくっているのはキュウリで、このどうですかね、半分ぐらいをやっているかどうかという、使っているかどうかで、あとはほとんど荒れたような形になっているのが現状です。
ほいで、12月まで利用権は設定してあるんで、それ以降、話が進むのはそれ以降ということになると思いますけれども。

会 長 (堺澤 豊君)
小松委員、よろしいですか。

1 7 番 (小松 由喜一君)
はい。わかりました。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)
今までキュウリをつくっておったのは新規就農者じゃなかったっけ。その人はどこかへ移るんですか。

3 番 (酒井 一義君)
いや、もう歳なんでやめられると思います。

会 長 (堺澤 豊君)
1点よろしいですか。その話は、こういうことです。ここは■■■■の■■■■に入っている■■■■さんっていう認定農業者がキュウリをつくるために■■■■の■■■■っていうところに行ってキュウリをつくっていたんです。そこをやめて、■■■■の自宅の近くに中間管理事業を通して圃場を借りて、こっちへ移ってくると、一部もうつくり始めているんですが、それでここの土地があくということで、そういう話になったという理解で、■■■■さん、いいですか。

3 番 (酒井 一義君)
そちらのほうについては、私余り詳しくないんで……。

会 長 (堺澤 豊君)
そういうことです。

13番 宮澤委員、よろしいですか。
(宮澤 辰夫君)
はい。わかりました。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。

17番 (小松由喜一君)
備考欄の理由なんですけれども、もうほとんどその人がやっていない、農業をやっていないんだけれども、経営規模を縮小するためっていうような、こういう話になっているんだけど、もう少し何か違った理由をっていうのと、細かなことを言われないと、委員会の中でももう少し細かく話をしてくれないとわかりにくいという面があるんで、今そこら辺を質問したんだけど、そういうことを言ってもらわないと、ちょっとわからないと思うんだよね。本人がやっていないのに経営規模を縮小したいとか、ちょっと理由が変じゃないのかなあと。

会長 (堺澤 豊君)
事務局、そういう点で留意をされるようお願いをします。

主任 (出口 大悟君)
わかりました。はい。

会長 (堺澤 豊君)
小松委員、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)
いいです。

会長 (堺澤 豊君)
ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第44号の2番3番について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番3番については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
それでは議案書 6 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 7 ページの左側をごらんください。
4-1 で表示した場所になります。
中沢区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 214 m²になります。
6 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地、追認での申請となります。
理由でございますが、申請人は、相続にて取得した当地において過去に農地法の手続をとっていないことが判明したため、今回手続を行い住宅敷地として使用したいというものでございます。
農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)
地元委員の補足説明をお願いします。

22 番 (北原 実君)
このXXXXXXさんは、この農地はXXXXXXさんの実家に当たります。既にお父さんお母さん亡くなられておられまして、その後、御主人が管理していたんですが、その御主人にもちょっと不幸がありまして、XXXXXXさんということで農地をほかに動かすに当たって、相続で受けたときに調べてみたら家の下が農地であったということがわかりまして、これじゃいかんということで私も相談を受けまして現在に至った次第でございます。ですから、特に問題はないというふうに判断しております。

会長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

11 番 (西村 功君)
現況が変わったのは過去においてっていうふうに表記されていますけれども、いつごろというふうに考えているんですか。

会長 (堺澤 豊君)
事務局、わかりますか。

主任 (出口 大悟君)

会長 (堺澤 豊君)
ちょっといつごろからこのような状況になったかは確認できていません。
北原委員、わかりますか。

22番 (北原 実君)
これは記憶の話なんですけれども、現在建っているうちが約 40 年たっています。その前にもここにうちがありましたので、およそ 70 年くらいはたっているかと思います。

会長 (堺澤 豊君)
じゃあ、かなり古いつていうことですね。

22番 (北原 実君)
そうですね。

会長 (堺澤 豊君)
西村委員、よろしいですか。

11番 (西村 功君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ほかに質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 45 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書 8 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 9 ページの左側をごらんください。
5-1 で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東9筆1,912.99㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅。

理由でございますが、譲受人は、申請地が保育園にも近く住宅需要があることから建て売り住宅を建築したいと考え、当地を取得したい、譲渡人は、農地の管理が難しく、農業規模の縮小を図りたいと考え、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、地番が[REDACTED]から[REDACTED]については、令和元年5月53日、農振除外が認可となっております、地番が[REDACTED]から[REDACTED]については農振地域内の農用地区域外となっております。

農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]と[REDACTED]ありということでございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

15番 (代田 和美君)

この土地は、もうほとんど放棄されたような状態の土地でしたので、特に問題は無いと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

事務局に1件確認します。

これ、譲受人は職業が不動産取引業になっていて、多分、自分では[REDACTED]、いわゆる建設するっていうあれじゃなくて、これは、そういう権利だけ持ってほかの業者に立てさせるっていう、そういう理解でよろしいのかどうか。

主 任 (出口 大悟君)

建物自体は別のところが建てるということで間違いないかと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第46号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第5条の規定による許

17番 小松委員、よろしいですか。
(小松 由喜一君)
はい。わかりました。

会長 (堺澤 豊君)
■■■■の■■■■をやっている■■■■君が■■■■っていうふうに変え
たんで、そういうことになります。

ほかに。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 47 号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農用地利用集積計画の策定に
ついて（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和元年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後 3 時 4 5 分 閉会